

## 科研費等補助金の不正使用防止に関する基本方針

本学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日改正）に基づき、「科研費補助金の不正使用防止に関する基本方針」を定め、科学研究費補助金の適正な管理・運営を図ります。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

本学では、科学研究費補助金の適正な管理・運営を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、科研費取扱いに関するコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者等を定め、適切な職務遂行を行うこととしています。

- (1) 最高管理責任者は、科研費補助金の運営・管理の最終責任を負うものし理事長を充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し科研費補助金の運営・管理について実質的な責任を負うこととし、学長を充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究者、研究分担者および事務取扱者等のコンプライアンス教育、モニタリング等を行うものとし副学長を充てる。また、コンプライアンス推進副責任者として事務部長を充てる。
- (4) 研究費不正根絶のため、最高管理責任者は強力なリーダーシップのもと、不正防止に取り組みます。
- (5) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べることとします。

### 2. 適正な運営・管理基盤となる環境整備

科研費補助金の使用に当たっては、本学の以下の規則、規程を遵守するとともに、職務権限の明確化、関係者の意識向上、相談窓口・不正告発窓口を設置し、科研費の適正な運営・管理のための基盤整備を行うとともに、コンプライアンス教育・啓発活動を実施し、関係者の意識の向上と浸透を図ります。

- (1) 科学研究費補助金事務取扱規程
- (2) 研究等の不正および科学研究費補助金の不正使用防止に関する規程
- (3) 就業規則、経理規程、経理規程施行細則、固定資産・物品の管理規程 等

### 3. 不正発生要因の把握と不正防止計画等の策定・実施

本学では科研費の取扱いに関する不正防止を図るため、コンプライアンス教育・啓発活動の実施、科研費事務取扱いに関するモニタリングの実施、不正防止委員会の開催、不正防止計画を策定し実行します。

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入、納品は事務部総務課が担当し、関係書類の整備、研究費使用状況、残高管理は研究当事者以外の者が担当します。また、不正取引に関与した業者に対しては取引停止処分等の処分を行います。

また、研究者の出張状況を事務部門が確認・管理する体制を整えます。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

科研費の使用に関する基本方針、事務取扱規程等は内外の利用者の視点に立って本学ホームページに公表するとともに、情報の共有化を行います。

#### 6. モニタリングのあり方

不正発生の可能性を最小にするため以下の施策を実施します。

- (1) 事務部門によるリスクアプローチ監査、モニタリングの実施
- (2) 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、監事等との連携のもと毎年度定期的な内部監査を実施します。
- (3) 内部監査の実施に当たっては、内部監査やモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、適正化・効率化を図っていきます。

#### 7. 文部科学省、配分機関からの措置、指示への対応

文部科学省及び配分機関からの措置、及び指示への対応、報告については最高管理責任者の名のもとに適正かつ真摯に行うこととします。